

第七回 参議院内閣委員会會議録 第十九号

昭和二十五年四月十八日(火曜日)午後二時十二分開会

委員の異動

四月十四日委員島津忠彦君辭任につき、その補欠として城義臣君を議長に於いて指名した。
四月十五日委員下條康廣君辭任につき、その補欠として伊達源一郎君を議長に於いて指名した。

本日の會議に付した事件

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
建設省設置法の一部を改正する法律案、予備審査、この法律案を議題といたします。先ず政府より提案の理由の説明を願います。

○政府委員(鈴木仙八君) 只今提案になりました建設省設置法の一部を改正する法律案の概要について御説明申し上げます。
第一に行政機関簡素化の一環として諮問的な審議会を整理する一般の方針に基づきまして、建設省におきましても官庁営繕審議会を廃止することとし、尚河川審議会及び道路審議会を廃止し、これに代えて土木審議会を設け、河川、砂防、道路、災害復旧等土木に関する事項の審議機関とすることにより

たし、その組織及び構成員について必要な規定を設けました。

第二に地理調査所の有する高度の技術を活用いたすべく公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基づいて土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行うことができるものとしたしました。

第三に關東地方建設局の位置を船橋市から東京都港区に移す必要があるもので所要の改正を加えました。

以上がこの法律案の大要であります。何とぞ御審議をお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 御質疑があらますれば、この際御発言願います。

○城義臣君 第三の關東地方建設局の位置を移す云々とございまして、具体的にどういふ事情になつてゐるのでございませうか、参考に向つて置きたいと思ひます。

○説明員(小林興三君) 實は關東地方建設局は、從來船橋市に置いてあつたのでありますが、東京と連絡が悪くて、建設工事本部、運輸省から引継ぎました役所が港区にございまして、それが建設工事本部を廃止して、その仕事を地方建設局に統合いたしましたものでありますから、その建物、空きまして、そこへ移ることになつたしまして、事実上もう決まつておるわけでございます。それで法律上その整理をせんといかんと思ひますので……。

○城義臣君 移つてゐるわけですね。
○説明員(小林興三君) 移つて仕事

を始めしております。

○三好雄吉 諮問的な各種の審議会の整理が今度の設置法の一部改正案の内容になつておるわけでありまして、廃止されることになつておる官庁営繕審議会、河川審議会、道路審議会、これらの從來における活動状況について大体を承りたいと思ひます。

それから河川審議会、道路審議会は統合されて土木審議会になるという形になつておるわけでありまして、これらの廃止統合によつて委員数にどういふ異動が起るのか、又それに伴つて予算にどの程度の節約が可能なのか、こういう方面の一つ御説明を頂きたいと思ひます。

○説明員(小林興三君) 只今お尋ねになりました三つの審議会は実は去年設置法ができましたときにはつきり法律の上に載ることになつたのであります。それ以前から事実上の審議機関として建設省で活動しておつたのでございまして、それで設置法に基きまして新たに委員の任命等をやりました、活動をそれらの審議会が始めておつたのであります。そのうち特に著しいのは道路審議会でございます。これは道路法を改正するといふ大きな問題がありまして、その道路法について要綱を案は数回に亘つて御審議を願つておるのであります。併しその後未だに結論を得ずに今日に至つておるのでございまして……。

それからこの審議会、官庁営繕審議会は、これは大体各省の官庁営繕関係の主管課長が集まつて、そこで官庁の建物につきましての連絡協議をやる、いわば政府部内内輪の會議でありまして、これもまあ逐次會議をやつておつたのであります。河川審議会は実はこれに當つてから河川審議会としての入選その他が少し遅れまして正式の會議は今まで開いておりません。併し実はその前から治水関係の會議が別にあるとして、それを形を変えて河川審議会といふことにしたのであります。そこにおきましては從來河川の治水計画の改訂、その他の仕事を引續きやつておつたのでございまして、設置法になりましたから、先程申しました通り結論を得ずに今日に至つております。それからこの審議会を統合乃至廃止することによりまして、人の問題をちよつと申上げますと、官庁営繕審議会は五十人以内、河川審議会は三十人以内、道路審議会は三十人、大体こういう教が委員の構成でございまして、合計それで百十名、これ程実は膨大な数字に上つておつたのでございまして、今度それを皆でございまして簡素化しようといふので、審議会は二十五人、こういうこと、思ひ切つて人を整理することにしたわけでございます。

それから予算の問題のお尋ねでございますが、ちよつと私、今ここに予算の資料を持つておりませんので、後刻調べて御報告申し上げたいと思ひます。

○三好雄吉 官庁営繕審議会は、提案理由の説明によりましてと全く廃止されて、それに代るべきものができないようでありまして、これは從來審議をして來た問題そのものが、何と言いましか、審議する必要がなくなつたわけですか、それとも名目的に審議会は廃止するけれども、實質上それに代るような機能は何らかの形で残されて行くのですか。それはどうなりますか。

○説明員(小林興三君) これは、只今ちよつと申上げました通り、実はもう各役所の営繕関係の人の連絡會議といふふうな形で從來からあつたのであります。それでこのときに、作り変えましたときに、官庁営繕審議会として相當外部の人達も入れて、そうして大きく官庁営繕の問題を考えて行くという考え方がないでもなかつたわけでありまして、實際問題としてしまして各省が建設しようとする建物の規格をどうしたい、場所をどうしたい、その中身をどうしたいと云つたふうな問題が主体でありまして、大体各省の主管の人達が、寄り／＼集まつて協議をすれば話が済むという事柄なのでございまして、今後恐らく各省の連絡會議といふような形は、當時普通の役所に行われておりました通りの形で行なつて済むのじやないかと思つております。審議会というのをやめて、同じ審議会といふようなものがそのまま残るといふふうなことは考えておりません。

○三好雄吉 官庁営繕審議会は、行政機構内部のものだけで構成しておるといふふうなお話であります、河川審

議会、道路審議会は多分行政機関以外からも、いわゆる民間からも参加しておつたのじやないかと思ふのでありますが、新たに設けられる土木審議会はどうかというふうに委員を選考する方針なのですか。その内容は或る程度決まつておるのじやないかと思ふます。その模様をちよつとお伺いします。

○説明員(小林興三次君) 今お尋ねになりました通り、河川審議会、道路審議会は役所の者も相当入つておりますが、それ以外に地方公共団体の代表者その他学界、或いはその他の河川道路に関する学識経験者或いは河川道路に関するいろいろ利用者の代表者、そういった人達が実に入つておつたのでございます。今度合せて作り直した土木審議会におきましても、その構成は従来とそれ程異ならないと思つております。今度法律にもその点大分細かく書くことにいたしましたのであります。大体まあ関係行政機関の職員、地方公共団体の職員、土木に関する調査、研究、指導、啓蒙等のいろいろな団体の職員、それから尚それ以外に必要があれば土木に個人として極めてエキスパートの方にお集まり願つて委員を構成したいと、こういうふうになつております。二十五人ということになりましたので勢い構成の重点をむしろ民間の各界の学識経験者を主体にいたしました。役所の方は最小限度必要なものだけに考へて行きたい、こういうふうな今のごとき考へております。

○三好始君 細かいことを重ねてお聞きするようですが、二十五人の内訳を関係行政機関の職員から何名取る、或いは地方公共団体の職員から何名取る、学識経験者から何名、こういう内訳はまだ決まつておりませんか。

○説明員(小林興三次君) 今のところ正確な数字は何人ということとは決まつておりませんが、例えば地方公共団体ならば都市側、府県側、町村側の代表者がどうしても必要になる。関係行政機関ならば、役所でも申しますと安本とか、或いは農林省とか、通産省、運輸省、大蔵省はまあそういう方面の代表者は入れてやる、後は大体学識経験者その他になる、こういうまあ見当でありませう。そういうふうになるのじやないかと思ひます。

○委員(河井彌八君) 地方建設局の仕事ですね。これはどのぐらひに必要があるかという問題ですね。地方に行つて河川その他の土木関係を調べて見ますときに、その地方建設局というものは要らないというふうな考え方が相違あるのです。我々は技術的にでもこういうものを残して置く必要があるのじやないかというふうな疑問を持つて臨んでも、技術的にでももうそういうものはなくてやつて行けるのじやないか、こういうことを府県の土木関係の当局は申します。そういう点について政府はどういう御見解を持つておるか、それを伺ひたい。

○説明員(小林興三次君) 只今の地方建設局の存在の理由に關してと言いますか、そういう問題につきましては現在の地方建設局は御承知の通り国が直轄してやつております。主要河川、或いは主要国道というものの建設工事をやつておるのでございます。これについていろいろの批評があるとしても、結局これに代る方法というのは國の直轄というものは是非、そういうものが國がやらずに或いは地方の土

木に委してよいのじやないかという問題が一つと、それからもう一つは國が直轄でやるにしても、むしろ業者に委して自分自身で直接にやらせない、そうしてその業者に対する監督だけを國がやればよいのじやないかという問題と二通りあると思ふのであります。それで地方公共団体のこの仕事を全部委託して地方公共団体の責任において全部やらした方がよいのか悪いのかという問題になりますと、これは國と地方公共団体関係、こういう建設局についてどういうふうに分担責任を分けて行くかという行政機構の改変の大きな問題に觸れるのでございまして、これは御案内の通り地方行政調査委員会あたりで根本的に再検討せらるべき問題ではないかと思ふのであります。只今我々建設省におきましては、今我々建設省に河川につきましては、今の府県の例えは地域とか財政力とか或いは技術力とか、そういうことを以てしますと、すべてその河川改修工事というふうなものを果して府県に分くべきかということになりますと非常に疑問がございまして、例えば利根川一つ考へて見ましても、利根川の及ぶ範囲というのは教府県に跨がつておりまして、これをどうしても改修するためには山の上から下まで一元的な計画の下に総合的に工事を遂行する必要があると思ふのでございまして、それでこれを細分して各県に委せるといふことは到底できない相談じやないかと思ふのであります。そういうふうな重要河川につきましてはどうしても國が責任を以てやらなくちゃならない面があると思ふのでございまして、その線をどこに引くかという具体的問題になります

れば、直轄河川をどこにするかという問題になつて來まして、これは境界線によりましてはいろいろの議論はあり得ることだと思ひますが、いずれにしても重要な河川につきましては直轄工事というものは避け難いのではないかと考へております。それから後は道路の問題が一つあるのでございまして、恐らくは府県側でいろいろ議論があるのは道路の工事については、これくらいならば府県に委せて貰つてもいいという意見があり得るじやないかと思ふのであります。これにつきましても例えは道路も関門堅道をどうこうするとか、或いは大きな川に、大きな橋梁を作るといふような問題になりましたり、それから重要河川、国道、例えば東海道を一元的に改修しアスファルト道路を作る、こういうふうな大きな問題になつて來ますという、或る程度のもものはむしろ國が一元的な計画の下にその責任で処置しなければ技術的にも困難があるし、それからそうやつた方がより道路改良のためによろしいというものもあるのじやないかと思ふのでござい

ます。問題はそれならばそれを請負に委して監督だけをやつたらいいじやないか、自分で人夫を使つて仕事をやる必要があるかどうかという問題になつて來ますが、この問題はむしろ工事というものの質と、それに要する経済的な効果と申しますか、どれだけ経済的な効果か、それから果してでき上つた品物が立派な質のものであるかどうか、こういう問題に帰着して來るのではないかと思ふのであります。我々の考へていたしましては、やはり河川の例えは改修工事にして、道路の工事にして、直轄工事というものはやはり

技術の一つの何と申しますか、誇りと申しますか、そういう面を堅持して來てゐるのでございまして、單なる経済的の金の高い低いという問題につきましても、これはもう無理なと申しますか、無駄な工事はやつておらない、ましてや仕事の、中味の仕事に至りましては、これはやはりいろいろ誇りを持つてゐるのじやないかと思ひます。いろいろ批評もありましようけれども、我々といつたしましてはそういうふうな考へておる次第でございます。ただまあこの民間経営の工事と成るべく比較して、お互いにその技術を錬磨して、お互いに経済的に工事が遂行できるやうにという工夫は常時して行かなくちゃならないといふことを我々内部でも考へておりました、そうして或る程度直轄工事と請負工事の比較とか検討とか、そういう問題は始終やりながら中味を挙げて経済的にやるやうにといふ工夫だけは怠らないやうにするつもりであります。

○三好始君 改正法案の一つの内容をなしてゐる地理調査所に関する問題は提案理由の説明にありますやうに地理調査所の有する高度の技術を活用するためにその事務の拡張が企図せられておるわけでありまして、地理調査所は現在どういふ施設なり人員を擁しておられますのか、高度の技術を活用して仕事の拡張を図るという基礎になつた現在の人員なり施設の模様について承わりたいと思ひます。

○説明員(小林興三次君) 只今お尋ねの地理調査所はこれは実は御承知の通り陸軍省の元參謀本部にありました陸地測量部の仕事を引継いだのでありま

して、陸地における測量をしましてあの地図の作製配付をやつておるのがこの仕事なのでございます。それで陣容は現在大しておりませんが、六百人ぐらいたつたと思つております。ちよつと今正確な数字を覚えておりませんが、大体それだけの数字で現在できております。参謀本部の地図が極めて古い地図でありまして、戦前だけでなしにその後の都市の発展とか道路の現況とかその他随分修正変更をしながらやらなうが深山あるのであります。その仕事を今全国的に作業をやつておるのでございます。今度の改正は実はその測量の問題につきまして、現行法によりましてという国がやつております地図測量と、地図の調査だけが仕事になつておるのであります。が、実際問題として府県とか鉄道あたりがいろいろ府県で河川工事をやつたり、道路工事をやつたり、或いは都市計画をやつたり、そういう仕事をやる場合にどうしても基礎となる測量が必要なのであります。極めて小規模なのは府県独自でやつておりますが、特に精密な高度を有する測量になつて来ますと、地理調査所の方へ頼んでやつておる場合が少くないのでございます。そこでやはりこれは国の機関として國の責任でやるのでありますから、實際の仕事をして引受けるということになれば法律上政府の機関を置かなければそれはいけないというので、この規定を案は入れまして受入態勢を制度上確立しようというわけでございます。これによつて特別に権限をあげた、ちよつとそれ程の改正ではございませう。これは地図の測量と作製につきましては御承知の通り参謀本部の地図は

世界でもこれは有数の精密な地図でございまして、これはそれだけの制度は今日においても勿論維持しておりますし、技術的には極めて優れた技術者がおりまして、設備資材等は戦争の結果大分失つたものもあつたけれども、大体終戦後いろいろ連合軍の方から測量その他につきまして指示も来ておれば、或いは協力も行われておる場合もありまして、これに應じて作業をやつておられて、その中には世界に誇つていいものがあるのでございます。大体そういう現況でございます。

○三好鈴君 私或いは聞き漏したかも知れませんが、地理調査所のこの改正は権限を法律上明確にしたというだけで、実質的に事務分量が追加されるという事ではないのでありますか。

○説明員(小林興三次君) もう大体お尋ねのように考えて頂いて結構でございます。まあ一年に何回かある程度でございますから……。

○三好鈴君 そういたしますと約六百人の現在の人員をこの規定の改正によつて増加するという予定は持つておらないのでありますか。

○説明員(小林興三次君) 全然そういうようなことは考えておりません。

○三好鈴君 如何でしょうか。今日は初めてでありますから、建設省設置法の一部を改正する法律案はこの程度にして頂いたら如何かと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 三好君の御発言もありまして、建設省設置法の一部を改正する法律案は本日はこの程度に止めて置きます。

【速記中止】

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

次は農林省設置法の一部を改正する法律案、予備審査であります。この法律案の審議を開始いたします。先ず政府より提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(坂本實君) 農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回の改正法案の要旨は一農業関係の試験研究機関の統合整備を行うこと。二地方支分部局のうち本省関係の資料調整事務所と林野庁関係の木炭事務所を廃止すること。三審議会等の諮問機関を整理すること。四食糧輸入事務の増大に即応すること。五食糧庁の内部部局の事務配分を改めること。の四点であります。以下それらの内容の概略について順を追つて御説明申し上げます。

第一の点につきましては、現在農業改良局所管の技術系統の試験研究機関として農事、茶業、園芸、畜産の四試験場と開拓研究所がありますが、これらの機関が地方にそれぞれ支場を持つてのみならず、別に都道府県に設置した各種試験場もあり、これら各機関の行う試験研究の間の相互の連絡は必ずしも十分ではなく、その半面不必要な重複も認められますので、各専門分野の間に総合性、企画性を確保し、資金、人員、施設を能率的に配分使用して實際的效果の高い、真に総合的な試験研究を行ふよう試験研究機関の抜本的な再編成を行うため、これらの機関に代えて一の農業技術研究所と全国七地域ごとの農業試験場を設置しようとするものであります。而して農業技術研究所

は、現在の各機関の本場及び本所を統合して一場長の下に統轄された統合研究機関とし、原則として全国的共通の問題及び数地域に亘り比較検討を要する問題について試験研究を行うものであり、七つの農業試験場は、それぞれその地域内にある現行機関の各支場を統合して、同じ一場長の下に統轄された総合機関とし、原則としてその地方及びこれと農業事情を同じくする地方における問題を取扱うものであります。以上のような構想の下に初めて真に総合的な試験研究を能率的に遂行することができるよう考えております。

第二点につきましては、資料調整事務所は最近の物資需給統制の解除、緩和の趨勢によりその取扱事務も漸減している実情に對処し、且つ又地方自治権強化の趣旨にも鑑みまして、この際その所掌事務を都道府県に委譲することとして、本事務所はこれを廃止しようとするものであります。併し、電力、石油等の物資の割当配分事務及び輸送事務についてはその性質上地域的な観点からの調整を必要とするものでありますので、これに関する事務については地域ごとに指定する食糧事務所をして当分の間行わせることができるようにいたしております。次に木炭事務所に付いては、昨年度の薪の統制解除、木炭の因による買上げ廃止に次いで、去る三月には木炭の全面的統制撤廃が行われ、その存立の目的を失いましたので、残務整理期間を考慮して本年末を以て廃止することとしたしました。

第三点の審議会等の諮問機関の整理統合につきましては、終戦後この種諮問機関が数多く設置され行政の民主化に資するところが大きかつたのであります。その半面幾分立派の嫌ひを免れず行政責任の所在の不明瞭化、事務の複雑滞澁化等好ましくない傾向も見受けられますので、行政機構の簡素化による予算の節減という点をも併せて考え、現在の二十九の諮問機関を十二に整理統合いたそうとするものであります。

尚、この問題につきましては更に根本的な再検討を必要と考へ現在準備を進めておるのであります。

第四点である食糧庁の部制の改正については、現在の食糧部及び食品部をそれぞれ業務第一部及び業務第二部に改称すると共に、総務部及び食糧部において分掌している輸出入関係の事務を業務第二部に移管し、これを一括して取扱はせることとしたのであります。これは、最近の食糧輸入量の増大及び民間貿易の拡大に伴つてこれに関する事務分量が増加し、食糧管理行政において占める比重も大きくなつて来ますので、これを強力に統一して遂行する必要があるのに鑑み、他方食品関係の統制緩和により現在の食品部の事務量が縮小する傾向にあることを考へあわせて各部の事務分量が均衡を保つよう再配分しようとするものであります。

今回の改正の骨子は以上御説明申し上げた通りであります。この外細部の改正としては、栃木農村工業指導所、静岡及び鹿児島種畜牧場の廃止、仙台肥料検査所の新設、動植物検疫所及び肥料検査所の管轄区域の明文化、農業機械管理所の事務内容の変更とそれに伴う改称、農地局及び農地事務局の所

掌事務に關する表現の改正等を規定いたしております。

農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の概要は、只今申述べた通りであります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決下さるようお願いいたします次第であります。

○委員長(河井彌八君) 政府委員から改正点の逐條について御説明頂けますか。

○政府委員(平川守君) 改正案の逐條について大体の御説明を申し上げます。

第一に目次の改正でございますが、これは資材調整事務所の廃止及び作物報告事務所の名称變更に伴ひまして、これを變更いたしましたわけでござい

す。次に第四條第三十二号以下三行の改正規定は、土地改良法の施行に伴ひまして、事業の内容を明らかにするため、字句を修正いたしましたのであります。

次に第四條第五十二号の改正規定は、松食虫その他の森林病害虫の駆除予防に關する法律が制定せられましたので、これに伴う字句の修正であります。

それから第四條第六十二号は、木炭需給調節特別会計の廃止に伴ひまして、削除いたしましたわけであります。

それから第八條の第二項の改正規定は、農政局の農業協同組合部の事務のうち、農村工業課に關する規定の整理漏れがありましたので、その整理をいたしましたわけであります。

第九條の改正規定は、土地改良法の制定に伴ひまして、先程申しましたように字句を修正整理いたしましたので、その内容を明らかに表現いたしましたので

ございます。

次に第十一條の改正規定でございますが、これは飼料公団の廃止に伴ひまして字句を整理いたしましたのでござ

います。次に第十三條以下第十九條までは、試験研究機關の統合整備に關する規定でございます。先程提案理由に御説明

いたしましたような趣旨からいたしまして、試験研究機關の統合を図りますことをこの設置法の形式においてか

ように現わしたわけであります。次に第二十三條でございますが、これは仙臺の肥料検査所の新設をこの中に織込んだわけであります。尙検査所の管轄区域が従来明示されておりましたので、それを明らかにいたしましたのであります。

次に第二十七條であります。これは各検査所の管轄区域を従来明らかにしておりませんでしたのを明らかにいたしましたのであります。

次に第二十八條の改正は、宇都宮の農村工業指導所を廃止いたしますので、この点を、これを削除いたしました規定の整理でございます。

次に第二十九條は、農業機械管理所の名称を變更いたしました。農業機械指導所といたしましたので、これに伴う整理であります。

次に第三十三條は、鹿兒島及び靜岡両地方の、牧場の廃止に伴ひましてこれを削除いたしますのであります。

次に第三十四條は、諮問機關の整理であります。先程御説明のありましたように類似のものを統合いたしましたり、或いは一部整理いたしました規定

でございます。次に第三十五條は、これも先程御説

明がありました資材調整事務所の廃止、それから尙作物報告事務所の名称變更に伴ひます改正でございます。

次に第三十六條及び第三十九條は、土地改良法の施行に伴ひます先程御説明しました表現を明らかにするための修正でございます。

次に第四十條及び第四十一條は、資材調整事務所の廃止に伴う修正であります。

それから次に第四十二條及び第四十三條は、これは作物報告事務所の名称變更に伴うものであります。

次に第四十七條以下第五十條までは、食糧庁の中におきます食品部と食糧部との間の事務分配の調整及び名称變更に伴う修正でございます。先程御説明のありましたような事務の状況の變更に伴ひます修正でございます。

次に第五十四條は食糧庁の諮問機關(工業食品規格審議会)の整理のための修正でございます。

次に第五十六條は食糧事務所と資材調整事務所の事務のうち、電力その他ブロック単位において調整を必要といたします事務を暫く食糧事務所をして分掌させるというための規定でございます。

次に第六十二條は松食虫等の駆除予防に關する法律の制定に伴ひまして、林野庁の所掌事務にその旨を明記するための修正でございます。

次に第六十三條は木炭の特別会計の廃止に伴う修正でございます。

次に第六十五條は林野庁の諮問機關(林産物規格審議会)の整理に伴う修正でございます。

それから第六十六條は木炭事務所の

廃止に伴う修正でございます。それから第六十九條は営林局、第七十條は営林署の森林主事の服制を定める根拠を設けたものであります。

次に第七十一條及び七十二條は木炭事務所の廃止に伴う修正でございます。

第七十六條は飼料及び食料品の両公団の廃止と油糧公団の名称を油糧砂糖公団と改めるということにしたような規定でございます。

次に附則でございますが、第一項は施行期日の問題でございます。但書は木炭事務所の廃止は残務整理の關係上明年一月一日からとするためにかゝる規定を設けましたわけであります。次に第二項は靜岡の種畜牧場は七月一日から廃止いたします。又資材調整事務所は五月一日から廃止いたします。従つてブロック単位の食糧事務所をして扱わせる分掌事務、これを五月一日からいたしておるわけであります。

次に第三項は資材調整事務所の府県移管に伴ひまして府県に職員が移りました場合には、在職年数を通算して恩給法上の取扱をいたしたいという規定でございます。次に第四項は資材事務所の事務用品をそのまま府県に無償譲渡するということを定めたものでござ

います。次に第五項及び第六項は諮問機關の整理に伴う關係法律の訂正を行うものであります。

各條項の御説明は以上の通りでございます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

【速記中止】

それでは委員諸君において御異存がなければ農林省設置法の一部改正法律案は只今政府の説明を聴いただけで本日はこの程度に止めて置きます。

○委員長(河井彌八君) 次に恩給法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。政府委員がまだ見えませんから暫く休憩いたします。

午後三時三十分 休憩
午後三時五十分開会
○委員長(河井彌八君) 休憩前に引續いて委員会を開会いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。前回政府から提案理由について御説明がありました。この際委員諸君から御質疑がござ

いますれば、公務を願ひます。

○三好始君 公務傷病恩給の家族加給並びに扶養遺族加給の点であります。が、現行の一人当り金額の二千四百円が倍額になることとなつております。この加給を受けておるところの人数はどのくらいあります。それに関連して加給の総額はどのくらい金額になりますか、お伺いします。

○政府委員(三橋則雄君) 只今お尋ねになりました公務傷病關係の加給の問題であります。人数が分りますれば、さういふ人達が金を受けておるわけであり、それからそれによつて人数がはつきり分ります。この人数はお手許に差上げてあります資料の種類別公務員別年金恩給受給者人員金額平均額調、そのところ昭和二十三年度末現在とい

はしまして増加恩給の關係におきまして三百九十九人という数が出ております。それから傷病年金のところ四十

助料といまして人数が六千四百五十人と出ております。これらの人々に加給の額をそれ／＼與えられておる。加給の金額は実はそれに人数を掛ければ出るのではありませんが、それを彈いた結果を持合せておられます。いづれ又総計いたしましてお手許にお届けいたしたいと思ひます。……今のは私、大まかに御説明を申し上げたのであります。が、實際問題となりますと、増加恩給を貰う人につきましては家族が何人おるかということも調べなければなりません。それから又扶助料の点に行きますと、その扶養家族が何人おるかということも調べて置かなければならぬ。これは御承知の通り昭和二十三年に恩給法の臨時特例ができましたときに、局の方でその扶養家族というものを一々職権を以て調査するということは事實問題としてはずかしいので、本人から一定の要件を備えたものを届けさせることにしてそれに／＼／＼加給して來たのであります。そういうふうにして來たものに対してはそれ請求して來たものに対してはそれそれの加給をつけることにいたして來たのであります。その實際の人数といふのはここに挙げました人数に二人なら二人、三人なら三人につくわけでありまして、はつきり人数がなかなか揃めないのであります。大まかに申し上げまして今ここで申し上げました受給者全体にそういふふうにして、二人なら二人を掛けた人員が総人員である、又その人数に一定の金額を掛け、又その人数に一定の金額を掛け、たものが加給の総金額と考へてよいのではないかと思ひますが、恩給統計のうちからそれだけ切離しまして別に統計をとつておりませんのはつきりし

た数字を今ここで申上げるまでに至つておりません。これで御了承頂きたいと思ひます。

○三好始君　そうしますと、平均二人程度の家族であるものと考へて大体よいわけなんですか、今の御説明では……

○政府委員(三橋則雄君)　二人というのは大まかに事務的にいろ／＼の關係からいつて予算を作つたり、いろ／＼の恩給を出して來ておるのであります。併し現実の問題といつたしましては、今申上げますようにはつきりしたところの統計はとつておりません。それだけちよつとお断りして置きたいと思ひます。

○三好始君　これはやはり或る程度正確な数字を出す必要があると思ひますが、そういう準備を進めておりますか、或いはそういう調査をする予定は今のところ持つておりませんか。どちらですか。

○政府委員(三橋則雄君)　恩給の金額といつたしましては、増加恩給と、それから増加恩給につきましても、その扶助料につきましても、加給の金額を引括めて出しておるわけでありまして、今お話のように若しこの家族加給といふものが非常な額でございすれば、これもはつきりした統計をとらなければいけなかつたと思ひます。併し恩給の総額から見ますとそれを切離してとる程のことでもないと思ひます。実は今まではそういうものはとつておりませんが、併しこれは家族加給につきましても何人ぐらゐで、どうだということも調べる必要がありまして、今後の統計をとるときには考へてとりたいたと思つております。二十三年の統計のと

きには実は引括めておりますので、今このはつきりした数は幾らと申上げかねるわけでございます。

○三好始君　頂いております。恩給法等の一部を改正する法律案の第三項の点であります。いづゆる多額所得者の普通恩給の一部恩給停止に関する規定であります。この適用を受け得る恩給年額が減額されておる者がどの程度ありまするか分つておりますか。

○政府委員(三橋則雄君)　この現行法によりまして一万五千元以上の普通恩給を受け得る者で、恩給外の年額所得が十五万円を超える場合につきましてこの停止規定が行われるわけでありまして、そこで一万五千元以上の普通恩給を受ける場合についての者は私調べてあるものであります。恩給外に所得が今申上げましたような年額十五万円以上である者、この調査は私の方で分らないわけでありまして、一々全國の税務署に紹介いたしまして、そうしてこの報告を以て実は私の方の決定をいたしておるわけでありまして、恩給年額一万五千元以上の調べは私の方にございまして、この恩給年額十五万円以上の者についての調べはこの報告によりまして來ただけの数は私の方で押えておるのであります。ところで率直に申上げますと、今、実は税務署の方から報告がな／＼参りません。それで今も実はその事務を進めておる、それで遅れまして翌年においてもこの報告に基いて計算をしまして手続をとることに進めておるのであります。昭和二十四年度中のごさいますと、昭和二十四年度中につきましては、実は昨年末におきましても随分いろいろいたしましたが、現実のところ

で僅か四百五十五万円ぐらゐしか停止金額が決まつていないのであります。これは今申上げましたように税務署の方が非常に多忙を極めておりまして、その報告が遅れておることも一つの理由にやないかと思ひます。先頃あるところの税務署がわ／＼報告が遅れたというので私のところに了解を求めておるものもありません。税務署も外の方の事務があるわけございまして、随分骨を折つて呉れておりますけれども、報告が遅れておるところもありまして、実は今までお話のような僅かな金額になつておりますが、私はそれよりも尙ほ殖えろと思つております。

それからその人数でございしますが、その数を調べました、統計で調べました数を持つて來ておりますが、いづれ私の調べておりますところの税務署の方から聞きましていたところの数は後でお届けすることになります。

○三好始君　今の数字は次の委員会のときに発表して頂けますか。

○政府委員(三橋則雄君)　はい。

○委員長(河井彌八君)　今質疑のありました恩給の停止の額に関するところで、今度はその制限を上げる、三万円以上ですか、それから年額二十万円を超えろものについてこの改正は今日の物価指數といひますか等と考へあわせて無理ではないでしょうか。

○政府委員(三橋則雄君)　一万五千元の金額を三万円にするが、或いは五万円にするが、或いは三万円よりもう少し低くするが、いかにいかにことにつきましてはいろ／＼検討を加えたのであります。見方によつては今お話のようにこれではいろ／＼きつくなり

なりはしないかと意見が出た、又恩給外の所得を十五万円を二十万円ということにいたしましたのは、いろ／＼検討を加えました結果かゝりましたのでございしますが、これにつきましても今お話のように現在の物価の事情からいたしましてはこれでは低過ぎるのではなからうかというような御意見も勿論あるかと思ひます。これにつきましては私共もいろ／＼と検討しました結果、このくらゐなところが適當じやないか、適當じやなからうかという考へた次第でございまして、この停止そのものにつきましてもいろ／＼議論があることだと思ひます。恩給制度の趣旨から言ひまして、このいふやうな停止は或いは止めた方がよいじやないかという御意見もあると思ひます。このやうな國家の財政窮乏のときでありますから一方においては恩給の金額も財政の許す範囲においては、併し一面においてははゆとりのある面においては恩給を遠慮して貰うやうな考への下に、このいふやうなことをやつて辛抱して貰う、こういう意見も出て來るのじやないかと思ひます。いづれにいたしましては制度そのものにつきましては議論のあるところでございます。従つてこの金額につきましても議論もあるだらうと思ひますが、一般の職員は給與等を考へましていづれにいたしましてはとも二十三年の三万円以上の所得がなければ恩給の停止はされないうことにならうわけでありまして、情もありません。経済界の實際の事情もありまして、二十三年の三万円の給與といひますと、現在の一

般の我々の給與から見ましては或いは少

し低い点もあるかとも思いますが、これくらいのことは一つ辛抱して頂かなければならぬ、こういうようなことでこの條文を書いたような次第であります。

○三好雄君 靜岡県と福岡県の二つの島を辺陲又は不健康の地域の加算の地域に新たに指定することになっておりますが、これはどういふ事情にある土地か一応御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員（三橋則雄君） この鳥帽子島、神子元島には、燈台がございまして、そこに燈台の職員が勤務しておるわけでございます。この神子元島と鳥帽子島に勤務しておる公務員というのは、今申上げましたような僅かな燈台職員だけでございまして、今度この所につきまして加算の支給の取計らいをいたしますのも、そういう燈台職員のた

めでございまして、ところでこの島は、鳥帽子島の方は支海にあり、神子元島は伊豆の半島の沖にありまして、周囲は僅かに二百八十メートルから千二百メートルばかりの離島であります。全島に全部岩ばかりで成立つておりまして、一木一草も全然ございません。本土からの距離は、鳥帽子島の方は九海里ばかり離れております。神子元島の方は六海里ばかりでございますが、その交通の状況が非常に悪うございまして、僅か六海里とは申しますものの、岩礁でござつた所で、その周囲は非常に波が荒く、船も普通の船ではなかなか寄りつくこともむずかしいような所で、交通は特別に船を出す以外にはないというふうな所でございます。近海の平均の風速を調べて見ますと、風速も相当ございまして、年平均いたしまして四メートルから五・五メートル

ぐらいあると、こういうふうな報告を受けております。岩盤の上に突立つております関係上、風速が三メートル以上の場合におきましては、船をこの沿岸に着けろというふうなこともなか／＼困難な状態でありまして、それで今申上げますように、距離は余り離れておりませんけれども、その岸壁に直ぐに船を着けなければいけない関係上、なか／＼思ふように毎日船を着けるというわけに行かない。天候が和いで波の静かなときを見計らつて船を着けなければならぬというふうな状態でありまして、実は私共も、非常に近い所でありまして、交通なんか大したことはなないやないかと思つて、いろ／＼調べたのであります。が、神子元島なんか、海上保安庁の長官も幾度かこの島に視察に行かれたのであります。波が荒かつたり、霧がかかつておつたり、そういうふうなことで、とう／＼一度も行かれないでつたようなことでありまして、神子元島という所は近いのでございまして、どういふ所かというのを私共非常に問題にいたしたのであります。参議院の内閣委員長も、この所に行つて、これは非常に気の毒な所だといふように言われておつたのであります。非常に近い所でございますけれども、非常に交通の悪い所でございます。それから、両島共に飲料水は、今申上げますようなふうに、岩ばかりでござつておまして、而も小さな所でございますから、その場所ので湧水するといふようなことはございせん。天水を貯えて、それを利用するといふようなことが、唯一の水よりどころであります。その天水を利用いたしまして、小さな場所でご

ざいますので、思ふように天水を利用することができない。陸地から持つて行つた水を大事にして使う以外にはない、こういうふうな所でありまして、水の上から来る体の健康上においても非常に困ることがあると、こういう所でございます。雑用や炊事に使う水も、その他いろ／＼な洗濯に使う水なんかにつきましても、勿論十分でなくて、非常に不自由をする、こういうふうな所でございます。つまりそういうふうな所でございますから、生鮮野菜の供給なんかはとてできない所でございます。全部罐詰その他を持つて来て、生鮮野菜を船が着くとき持つて来て貰ひまして、それを保存して食べる。併し、夏なんかはとも思ふやうにならぬと、こういうことでございまして、全部外部から持つて来たものでその日の糧を過ぎなければいけないので、その島で以てちよつとしたものを耕作しまして、それを食事に供するといふようなことは、全然できないような場所でございます。そういうような所でありまして、勿論文化的な施設なんかにつきましては、或いは学校とか、郵便局、或いはお医者さん、結局船で以て、神子元島であります。全然近所にはなく、結局船で以て、神子元島であります。こういうふうなことになるのでございまして、現在加算を認められております所といたしましては、長崎県の大立島という所がござい

ます。これも燈台のある所でございますが、その大立島に比しましても劣らないような所であると、こういうふうなふうに考えまして、実はこの二つを今回指定したのでございます。勿論燈台

に勤務しております職員に加算の問題につきましては、いろ／＼検討を加えなければならぬ問題があると思ふのであります。と申しますのは、燈台に對しまして、勿論私共も気を配つて、そういう人達の勤務につきましては、十分手落ちのないようになつて行かなければならないと思つておるのであります。いろ／＼と考へて見ますと、そういう手落ちのまだ考へてやらなければならぬ点があるのではなからうかと、こう考へまして、実は燈台勤務者につきまして、特に海上保安庁の長官からも話がありまして、もう一遍よく検討して、恩給法上の加算をつけべきものであるならば、加算をつけるようにしようと、勤務の状態についてよく検討しようと、こういうふうなことに話をいたしておりました。その一つといたしまして、取敢えずこの二つを、海上保安庁においてこれはといふものを願ひ出たものを、私達で審議をいたしまして、この法案の中に指定してあるような次第でございます。尚この外におきましても、今後よく調べて、これと同じようなものが出来たならば、これと同じようにしては、次の改正の場合においてお願ひするようになつております。燈台全般の問題といたしまして、燈台のようなどころに勤務いたしておる職員などにつきましては、気を配つて行きたいと存じております。

○三好雄君 只今の問題よく分りました。これらの辺陲又は不健康な地域の加算は、加算だけに止まつておるのであります。或いは恩給を受けられる勤務年限が一般の場合よりも短く規定してあるのですか、その点はどうな

つておりますか。

○政府委員（三橋則雄君） 燈台に勤務する職員も一般の人達と同じような恩給法で取扱ひまして、ただ特別な取扱ひをいたしましては、今ここに問題になつておりますように加算だけが特別な取扱ひをされておる、即ち燈台に勤務した場合において、その勤務に應じまして、特に加算をつけるところいう工合になつておまして、警察と同じようなふうな、特に恩給、普通恩給に達します所を在職年数を一般文官より短かくするといふような制度になつておる。

○三好雄君 これは先程いろ／＼詳しく例を挙げての御説明がありました。うな状況だといふと、單に加算だけに止めて置くべきではなくして、所望在職年数の短縮ということも当然問題にしなければならぬと思ひます。で、そういう点について今後十分に検討をせられて、その必要がありましたらそういうふうな実現して頂きたいと思ふのであります。それとも一つこの点についてお伺ひいたしますが、恩給の別表第一号表に掲げてあります三分の二を加算すべきもの、二分の一を加算すべきもの、この二つに分けて加算すべき地域が指定されておりますが、このそれ／＼の該当者が現在の程度あります。

○政府委員（三橋則雄君） 今の加算を受けた恩給受給者が何人あるかとお尋ねと、現在そこへ勤務して、辞めた場合におきましては加算がつくかどうか、こういうふうに二通り考えられるのであります。この先の意味でございまして、実ははつきり私共の方では調べておりません。と申します

が、これら二つを今回指定したのでございます。勿論燈台

○三好始君 この法案の審議中に間に合うようでしたらあとこの委員会にお答え頂きたいと思ひます。それから先程私がお願ひ申上げましたように、加算だけでなくて、所要在職年数を短縮するといふ問題を取上げるといひますれば、該当者がどの程度の人数になるかといふことも一應調査する必要があると思ひますので、調査の方法があるとすれば早急にそやういふことについて御調査頂きたいと思ひます。

午後四時三十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事

昭和二十五年四月十八日
【参議院】

第三十四号 二封已

十一 國營の開墾、改良工事及び土地改良事業の実施に関するこ

は、左の通りとする。

管轄区域は、左の通りとする。

名 稱	位 置
北海道農業試驗場	北海道
東北農業試驗場	岩手県
關東東山農業試驗場	埼玉県
北陸農業試驗場	新潟県
東海近畿農業試驗場	三重県
中國四國農業試驗場	兵庫県
九州農業試驗場	福岡県

名	称	位	置	管	轄	区	域
東京肥料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県					
札幌肥料検査所	札幌市	北海道					
仙台肥料検査所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県					
名古屋肥料検査所	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県					
神戸肥料検査所	神戸市						
福岡肥料検査所	福岡市						

第二十七條第二項を次のように改める。

2 動植物検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第二十八條第二項を次のように改める。

2 農村工業指導所は、新庄市に置く。

第二十九條 農業機械指導所は、農業機械に関する技術の指導、調査及び

試験を行う機関とする。

2 農業機械指導所は、神奈川県に置く。

3 農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第二項の表中静岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。

第三十四條第一項の表を次のように改める。

名	称	位	置	管	轄	区	域
横浜動植物検疫所	横浜	市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県（下関市を除く）				
神戸動植物検疫所	神戸	市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿兒島県、大分県、宮崎県、下関市				
門司動植物検疫所	門司	市					

種類

目的

農林物資規格調査会

農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。

農林金融改善特別融通損失審査会

農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年法律第三十二号）、農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）、農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律第七十七号）又は臨時農村負債処理法（昭和十二年法律第六十九号）による特別融通によつて市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその額を決定すること。

農業共済再保険審査会

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。

中央農業調整審議会

主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保措置法の施行に関する重要事項を審議すること。

農業資材審議会

農産物苗法（昭和二十二年法律第十五号）及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限並びに農機具の検査を行うとともに、農産物種苗、農業及び農機具に関する重要事項を調査審議すること。

中央農地委員会

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）その他の法令によりその権限に属させた事項を処理し、及び農地に関する重要事項を調査審議すること。

中央作況決定審議会

主要食糧の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。

獣医師免許審議会

獣医師試験を実施し、その他獣医師に関する重要事項を調査審議すること。

装蹄師試験審査会

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。

第三十五條中「資材調整事務所を所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。」

第三十六條を次のように改める。

（所掌事務）

二 農地の移動廢用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

三 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画を行うこと。

四 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。

五 入植並びにこれに伴う開墾作業及び営農の指導助成を行うこと。

六 開拓資金の融通を行うこと。

七 国営の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関すること。

八 開墾建設工事及び土地改良事業並びにこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。

九 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

第三十九條中「及び事業所」を「並びに事業所及びその支所」に改める。

第四十條の次の「第二款 資材調整事務所」を削り、第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

第四十二條の次の「第三款 作物報告事務所」を「第二款 統計調査事務所」に、第四十三條及び第四十三條第一項中「作物報告事務所」を「統計調査事務所」に改める。

第四十七條中「食糧部」を「業務第一部」に改める。

第四十八條第三号を削り、第四号

は四月十日)

審査会」を「農業資材審査会」に改める。

第十六條を次のように改める。
第十六條 削除

四月十四日本委員会に左の事件を付託された
一、蚕糸局存置に関する陳情(第三六六号)

第三六六号 昭和二十五年四月四日受理

蚕糸局存置に関する陳情

陳情者 長野市大字六八七ノ二
南長野南界町長野農業協同組合連合会農政委員会内 黒田新一郎 外二名

蚕糸業は輸出工業の王座を占め、日本経済再建のため、極めて重要な役目を持つてゐる。しかるに今回政府は行政機構を改変して蚕糸局を廃止することであるが、万一これが実施されると、養蚕経営に重大な支障を與え、日本経済再建のため、憂うべき結果となるから、蚕糸業の円滑な進展を図るため、蚕糸局を存置せられたいとの陳情。

四月十八日本委員会に左の事件を付託された
一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十九日)

一、恩給法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月五日)

一、経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託

を加える。

八 森林害虫の駆除予防に関する
こと。

第六十三條第六号中「及び薪炭需給調節特別会計」を削る。

第六十五條第一項の表中林産物規格審査会の部を削り、同條第二項中「林産物規格審査会、」及び「指定農林物資検査法、」を削る。

第六十六條中「木炭事務所」を削る。

第六十九條第二項中「組織の細目」の下に「及び職員服制」を加える。

第七十條第二項中「内部組織」の下に「並びに職員服制」を加える。

第七十一條及び第七十二條を次のように改める。

第七十一條及び第七十二條 削除

第七十六條第一項中「飼料配給公団」及び「食料品配給公団」を削り、「油糧配給公団」に改め、同條第二項中「飼料配給公団、」及び「食料品配給公団、」を削る。

「飼料配給公団、」及び「食料品配給公団、」を削る。

「食料品配給公団、」及び「食料品配給公団、」を削る。

「食料品配給公団、」及び「食料品配給公団、」を削る。

「食料品配給公団、」及び「食料品配給公団、」を削る。

「食料品配給公団、」及び「食料品配給公団、」を削る。

を第三号とし、以下第八号までを順次一号ずつ繰り上げ、第九号中「食料品配給公団及び油糧配給公団」を「及び油糧砂糖配給公団」に改め、同号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第四十九條(見出しを含む。)中「食糧部」を「業務第一部」に改め、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十條(見出しを含む。)中「食品部」を「業務第二部」に改め、同條第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同條に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
二 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

第五十一條中「第五十四條に規定するものの外、」を削り、第五十四條を次のように改める。

第五十四條 削除

第五十六條中第四項を第五項とし、第三項中「林野庁長官の指揮監督」の下に、「前項の事務については官房長の指揮監督」を加え、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 農林大臣は、前二項の事務の外、当分の間、その地域別に指定する十以内の食糧事務所に、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整並びにこれらの物資の輸送の連絡に関する事務を分掌させることができる。

第六十二條第七号の次に次の一号

第六十二條第七号の次に次の一号

昭和二十五年四月十八日【参議院】

昭和二十五年五月二日印刷

昭和二十五年五月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所